

総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 自治行政局地域政策課の所掌事務の一部を同局住民制度課に移管すること。

(第四十七条及び第四十八条関係)

二 統計調整官を設置し、統計企画管理官等の職務を変更するとともに、恩給業務管理官を廃止し、恩給企画管理官の名称及び職務を変更すること。
(第百十九条及び附則第二十条関係)

三 自治財政局及び自治財政局交付税課の所掌事務に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に関することを追加すること。

(附則第四条、附則第五条及び附則第十四条関係)

四 大臣官房参事官の設置期間の特例を延長すること。
(附則第八条関係)

五 第百二十条第一項の参事官のうち一人の設置期間の特例を延長すること。

(附則第二十一条関係)

第二 施行期日

この政令は、令和三年四月一日から施行すること。

(附則関係)